

一般財団法人沖縄県剣道連盟段級位審査等に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、一般財団法人沖縄県剣道連盟（以下「連盟」という）定款第44条に基づき剣道等に関する称号・段位の推薦、段級位の審査及び級位の授与について必要な事項を定めることを目的とする。

(選考委員会)

第2条 一般財団法人全日本剣道連盟（以下「全剣連」という）剣道段位・称号審査規則（以下「全剣連規則」という）第3条に基づき、連盟審査員選考委員会（以下「県選考委員会」という）を設置し、同委員会は称号推薦または予備審査及び初段ないし五段を審査する審査員並びに級位を審査する審査員を選考するほか、全剣連規則第19条に定める連盟会長の諮問に答える。

2 県選考委員会の構成、任期および運営は全剣連規則、同細則の定めるところによる。

3 県選考委員会は、連盟会長が理事会の同意を得て委嘱する。

4 県選考委員会は、必要の都度連盟会長が招集し、これを主宰する。

5 連盟会長は、2月末日までに下記の書類を県選考委員会に提出しなければならない。

(1) 次年度の「県審査員選考委員」候補者名簿（沖剣連様式1）

(2) 次年度の「予備審査の審査員」候補者名簿（沖剣連様式2）

(3) 次年度の「審査員」候補者名簿（沖剣連様式3）

(4) 次年度の「級位審査員」候補者名簿（沖剣連様式4）

6 連盟会長は、下記の様式により委嘱した委員の氏名を全剣連に報告しなければならない。

(1) 委嘱状（沖剣連様式5）

(2) 審査員選考委員会名簿報告書（全剣連様式第1号）

(審査員の選考基準・任期)

第3条 予備審査員及び段・級位審査員を選考する基準及び審査員の数は下記のとおりとする。なお、連盟又は全剣連が行う講習会とは、指導法、審判法、日本剣道形、中央伝達、級位審査員、社会体育指導員、女子審判法及び中堅剣士講習会をいう。

審査対象	選考基準	審査科目	員数
予備審査	教士七段以上で年齢原則 80 歳未満の者	実技・形	3 名
四段～五段	教士七段以上で年齢原則 70 歳未満の者かつ連盟又は全剣連が行う講習会を 2 つ以上受講した者	実技・形・学科	6 名
初段～三段	錬士六段以上で年齢原則 70 歳未満の者かつ連盟又は全剣連が行う講習会を 2 つ以上受講した者	実技・形・学科	5 名
一級	六段 1 人以上を含む五段以上で年齢原則 70 歳未満の者かつ級位審査員講習会の他、連盟又は全剣連が行う講習会を 2 つ以上受講した者	実技・木刀による剣道基本技稽古法	5 名
二級～八級	五段以上で年齢原則 70 歳未満の者かつ級位審査員講習会の他、連盟又は全剣連が行う講習会を 2 つ以上受講した者	実技・木刀による剣道基本技稽古法	5 名

- 2 段位審査員および級位審査員の任期は 1 年とし再任を妨げない。
- 3 級位審査員は、加盟団体（以下「市郡剣連」という）会長の推薦に基づき基準に適合する者から選考する。
- 4 連盟会長は、県選考委員会が選考した段位審査員の氏名を全剣連に報告する。
- 5 上記講習会は年度内の講習会をいう。
 - (1) 加盟団体審査員名簿（全剣連様式）

(選考委員会の事務)

第 4 条 県選考委員会の事務は事務局長が行う。

第 2 章 称号および六段以上の審査

(審査会の広報)

第 5 条 審査部は全剣連審査会通知を受理した後、速やかに市郡剣連へ通知するとともに新聞紙上を通じて広報しなければならない。

- (1) 新聞紙上への掲載方依頼について（沖剣連様式 6）

(範士の受審)

第6条 範士の推薦は連盟会長が審議員会に諮って行う。

(称号・六段以上の受審基準)

第7条 教士・錬士の受審者は全剣連規則第9条、六段以上の受審者は同16条に定める資格、基準のほか、原則として次の各号に適合する者でなければならない。

- (1) 加盟団体の会員（以下「会員」という）であること
- (2) 連盟行事への参加及び連盟又は全剣連が行う講習会のうち予備審査受審日1年以内に2つ以上受講した者。なお、連盟又は全剣連が行う講習会とは、第3条1項にいう8つの講習会をいう。
- (3) 予備審査を受審した者。
- (4) 受審資格の有効期限は1年間とする。
- (5) 特例錬士の受審者（五段受有者）は、五段受有後10年以上を経過しかつ年齢60歳以上で連盟の役員（市郡剣連を含む）又は指導者として実績のある者。

(予備審査会)

第8条 予備審査は、教士・錬士受審者および六段・七段受審者に実技と形について行う。

- 2 審査員は3名、予備審査員名簿から連盟会長が任命する。
- 3 審査は那覇市および先島で実施する定期審査会と同日に段位審査会に準じて行う。
- 4 受審申込は、申込書に審査料および年会費納入済み証明を添えて連盟会長に申込まなければならない。証明は申込書に所属市郡剣連会長印又署名で証明する。
 - (1) 予備審査申込書（沖剣連様式8）

(称号・段位審査の受付)

第9条 予備審査を受審した、称号・六段以上の受審者は、下記の審査申込書に全剣連申請書および推薦料を添えて連盟会長に提出すること。

- (1) 称号・六段以上審査申込および推薦料納付書（沖剣連様式9）
- (2) 教士受審申請書（本人用）（全剣連様式第4号）
- (3) 錬士受審申請書（本人用）（全剣連様式第5号）・自筆の小論文
- (4) 特例錬士（五段受有者）受審申請書（本人用）（全剣連様式第9号）・自筆の小論文

(受審者名簿の作成)

第10条 審査部担当者は、称号・段位審査申込書受付後、次の書類を作成すること。

- (1) 受審者名簿（沖剣連様式10）

(全剣連への称号審査推薦・段位審査申込)

第11条 連盟会長は、全剣連に対して期日までに下記の全剣連所定の様式で全剣連に審査料を添えて推薦しなければならない。

- (1) 範士候補者推薦書（全剣連様式3号）
- (2) 教士受審申請書（本人用）（全剣連様式第4号）
- (3) 錬士受審申請書（本人用）（全剣連様式第5号）自筆の小論文
- (4) 教士候補者推薦書（全剣連様式第6号）
- (5) 錬士候補者推薦書（全剣連様式第7号）
- (6) 称号・六段以上審査会申込一覧表（全剣連様式第8号）
- (7) 特例錬士受審申請書（本人用）（全剣連様式第9号）
- (8) 特例錬士候補者推薦書（全剣連様式第10号）自筆の小論文
- (9) 六・七・八段審査申込書（全剣連様式第11号）
- (10) 剣道八段審査申込書（全剣連様式第12号）
- (11) 称号・六段以上審査料の払込について（全剣連様式第15号）
- (12) 六・七段審査会場変更申込書（全剣連様式第30号）

(審査料の返還)

第12条 連盟会長は、全剣連審査申込み手続き完了後に、やむを得ない事で受審できない者が受審期日の14日前までに申し出た場合は、全剣連所定の様式により審査料の一部返金申込の申請をしなければならない。

- (1) 返金申込一覧表（全剣連様式第26号）
- (2) 返金申込について（全剣連様式第27号）
- (3) 返金申込書（全剣連様式第28号）

(登録料・昇段料の納付)

第13条 称号又は段位審査に合格した者は、速やかに登録料、昇段料を納めること。

- (1) 称号・六段以上登録料及び昇段料納付書（沖剣連様式第11）

(合格者の登録申請)

第14条 連盟会長は、称号又は段位審査の合格者について、2週間以内に全

剣連所定の様式に全剣連登録料を添えて申請しなければならない。

- (1) 称号・六段以上登録料の払込みについて（全剣連様式第16号）
- (2) 称号・六段以上「高齢者用」登録料の払込みについて（全剣連様式第17号）
- (3) 称号登録申請書（全剣連様式第18号）
- (4) 称号審査会合格者名簿（全剣連様式第19号）
- (5) 六・七・八段登録申請書（全剣連様式第20号）
- (6) 六・七・八段審査会合格者名簿（全剣連様式第21号）

（称号・六段以上審査会精算引継）

第15条 審査部担当者は登録申請が済みしだい、受審者が納めた諸料金から全剣連登録料等を差引いた残金に証憑書類等を添えて経理担当者に引き継がなければならない。

- (1) 「称号・六段以上」審査会精算書（沖剣連様式12）
- (2) 受審者別諸料金納付一覧表（沖剣連様式13）
- (3) 受審者名簿（沖剣連様式10）
- (4) 称号・六段以上審査料の払込みについてのコピー
- (5) 称号・六段以上登録料の払込みについてのコピー
- (6) 称号登録申請書のコピー
- (7) 六・七・八段登録申請書のコピー

第3章 初段～五段の審査

（審査会の開催）

第16条 全剣連規則第15条で連盟に委任された初段ないし五段の審査を実施する。

- 2 審査会は定期審査会（予備審査会を含む）および臨時審査会とし、定期審査会は那覇市において年2回、北部、中部、宮古、八重山において、それぞれ年1回開催する。
- 3 審査会の期日及び場所は毎年連盟行事日程表に登載して実施する。
- 4 那覇市で行う定期審査会以外の審査会では、第1項の規定にかかわらず三段以下の段位に限って行う。
- 5 審査部担当者は第5条に準じて広報するものとする。
- 6 臨時審査会は剣連会長が必要と認めた場合に開催することができる。
 - (1) 臨時審査会開催申請書（沖剣連様式第14）

(受審者の資格基準)

第17条 初段ないし五段の受審者は全剣連規則第16条に定める資格基準のほか原則として下記に適合する者でなければならない。

- 2 会員であること。
- 3 特例受審者(特段の事由・優秀で修業年限短縮)は連盟会長の許可を得ること。
- 4 四段以上の受審者で年会費未納者は、修業年限分を上限に納入しなければならない。

(受審申込方法)

第18条 受審者は、申込書に登録料及び入会金又は年会費を添えて連盟会長に申込まなければならない。

- 2 四段以上の受審者は、申込書に所属市郡剣連会長の年会費納入済み証明を受けること。証明は申込書に所属市郡剣連会長印又は署名で証明する。

(1) 五段以下審査申込書(沖剣連様式15)

(受審申込の受付)

第19条 四段及び五段の申込は連盟審査部において受付ける。三段以下は定期審査会場地の市郡剣連(以下、「主管剣連」という)および臨時審査会申請者において受付けるのを原則とする。

- 2 主管剣連には受付手数料として受審者1名に付250円を交付する。

(審査事務の委託)

第20条 連盟会長は、主管剣連に下記の審査会事務の一部を委託する。

- (1) 審査会場(那覇審査会は除く)の確保。
- (2) 受審者の募集、審査申込の受付及び諸料金の徴収。

(受審者講習会の開催)

第21条 連盟会長は四段以上の受審者に対し、主管剣連会長は三段以下の受審者に対し審査会の前に実技、剣道形の講習会を開催するものとする。

(審査員の任命)

第22条 段位審査会の審査員は、審査会の都度審査員名簿から連盟会長が任命する。

2 審査員は、全剣連規則第7条、同細則第6条の2の審査員の責務を遵守しなければならない。

(審査会の構成および任務)

第23条 審査会の構成は、全剣連規則第4条、第4条の2、同細目に定める構成のほか下記のとおり編成するものとする。

役職	任務	要員	員数
審査会長	審査会の主催者、全剣連規則第19条に定める特別措置	連盟会長	1名
審査委員長	全剣連規則第4条、同細目第4条に定める任務	理事の中から連盟会長が任命する	1名
審査主任	全剣連規則第6条、同細目第6条に定める任務および審査	登録審査員の中から連盟会長が任命する	各審査場に1名あて配置
審査員	当該審査場の審査	同上	必要数
審査事務長	審査委員長の指揮下に採点用紙の集計、審査会事務その他	審査部から連盟会長が任命する	1名
補助員	立会その他の審査事務長の補佐	審査部、その他から連盟会長が任命する	必要数

(受付事務の引継)

第24条 主管剣連は受付事務の締切後、速やかに申込書および徴収した諸料金を審査部担当者に引き継がなければならない。

- (1) 主管剣連受付事務引継書(沖剣連様式16)
- (2) 五段以下審査申込書

(受審者名簿・諸料金納付一覧表の作成)

第25条 審査部担当者は、申込書受付後又は事務の引継後に下記の書類を作成しなければならない。

- (1) 受審者名簿(沖剣連様式10)

(2) 受審者別諸料金納付一覧表 (沖劍連様式13)

(審査の方法・審査の可否)

第26条 審査方法は、全劍連規則第17条、第18条、同細則、同実施要領によるほか下記による。

- (1) 実技の審査は切り返しおよび互格稽古により行う。
- (2) 形の審査は、三段以下は全受審者に対し、四段以上は実技合格者に対して行う。
- (3) 初段・二段の形審査の実施種目は審査委員長が指定する。
- (4) 学科の審査は筆記試験により行う。

(採点表及び結果表)

第27条 審査員の採点用紙、集計用紙は下記による。

- (1) 採点表 (沖劍連様式17)
- (2) 審査結果表 (沖劍連様式18)

(不合格者に対する徴収金の払い戻し)

第28条 初段の不合格者には、速やかに徴収した登録料、昇段料、入会金および年会費を、二段以上の不合格者には登録料、昇段料を払い戻さなければならない。

(合格者の登録申請)

第29条 連盟会長は、合格者の全劍連登録申請を審査会終了の後2週間以内に、全劍連所定の様式に全劍連登録料を添え申請しなければならない。

- (1) 五段以下登録申請書 (全劍連様式)
- (2) 五段以下合格者名簿 (全劍連様式)
- (3) 五段以下登録料の払込みについて (全劍連様式)
- (4) 五段以下「高齢者用」登録料の払込みについて (全劍連様式)
- (5) 五段以下特別受審許可報告書 (全劍連様式)

(五段以下審査会の精算引継)

第30条 審査部は審査会終了後、2週間以内に受審者が納めた諸料金から審査会費、全劍連登録料等を差し引いた残金に証憑書類を添えて経理担当者に引継がなければならない。

- (1) 「五段以下」審査会精算書 (沖劍連様式19)

- (2) 受審者別諸料金納付一覧表（沖剣連様式13）
- (3) 役員手当等支払明細（沖剣連様式20）
- (4) 五段以下登録料の払込みについてのコピー
- (5) 五段以下「高齢者用」登録料の払込みについてのコピー
- (6) 五段以下登録申請書のコピー

第4章 委託審査

（委託審査）

第31条 連盟会長は、会員に特別な理由があると認める場合は、他の都道府県剣道連盟が実施する審査会に会員の受審を事前に下記により委託することができる。

- 2 合格者は、登録料及び昇段料を連盟会長あて納めなければならない。
- 3 連盟会長は合格通知受領後、2週間以内に全剣連に対し所定の様式に登録料を添えて段位登録を申請しなければならない。
 - (1) 委託審査の要請について（沖剣連様式21）

（証書の再交付）

第32条 連盟会長は会員から証書等の再交付申し出がある場合は2週間以内に全剣連手数料を添えて再交付申請をしなければならない。

- (1) 証書再交付願い（全剣連様式第30号）

第32条の2 段位取得証明書の発行
（沖剣連様式17）

第5章 級位審査

（審査の範囲）

第33条 級位審査は、一級ないし八級までとし審査会を開催して行う。

（市郡剣連への審査委託）

第34条 級位審査会は、原則として各市郡剣連に委託して行う。

- 2 連盟会長は合格者に対し合格証書を交付しなければならない。
- 3 市郡剣連会長は、審査会の期日、場所を連盟行事日程表に登載して実施する。
- 4 市郡剣連会長は、毎年2月末日までに級位審査員候補者名簿を連盟

会長に提出しなければならない。

(1) 級位審査員候補者名簿（沖剣連様式4）

（審査の実施）

第35条 審査を実施する市郡剣連（以下「主催剣連」という）は審査期日の2週間前までに合格証書用紙の交付を申請すること。

(1) 級位証書用紙交付申請書（沖剣連様式22）

（審査員の任命）

第36条 級位審査会の審査員は、審査会の都度県選考委員が選考した各加盟団体級位審査員名簿から市郡剣連会長が任命する。

2 所属会員だけで必要数の審査員を確保することが困難な加盟団体は、本連盟に対し審査員の派遣を要請すること。

3 審査員は、全剣連規則第7条、同細則第6条の2（審査員の責務）を遵守しなければならない。

（受審資格）

第37条 受審者は、主催剣連の市郡内に住所を有する者でなければならない、ただし少年剣道教室等所属の受審者は教室所在地剣連の主催する審査会に受審することができる。

2 受審者は下記に定める学年及び修行期間の基準に適合していること。

3 会長が特別な理由があると認める場合は、学年基準に違反しないかぎり、修業期間の基準によらず相当と認める級位を受審することができる。

修行期間

級位	学年	小学生修業期間	中学生以上修業期間
八	小学1年生以上		
七	小学2年生以上	八級取得後4カ月以上	八級取得後4カ月以上
六	小学3年生以上	七級取得後4カ月以上	七級取得後4カ月以上
五	小学3年生以上	六級取得後4カ月以上	六級取得後4カ月以上
四	小学4年生以上	五級取得後4カ月以上	五級取得後4カ月以上
三	小学5年生以上	四級取得後4カ月以上	四級取得後4カ月以上
二	小学6年生以上	三級取得後4カ月以上	三級取得後4カ月以上
一	中学1年生以上		二級受有者

(受審の申込)

第38条 受審者は、主催剣連所定の申込用紙に審査料及び登録料を添えて主催剣連に申込まなければならない。

(審査方法および実技種目)

第39条 審査の方法は別表に定める実技種目により級位審査に準じて行う。

(審査結果報告)

第40条 主催剣連は、審査会終了後2週間以内に連盟会長に登録料および一級合格者氏名を報告しなければならない。

(1) 級位審査実施結果報告書(沖剣連様式23)

(2) 一級合格者名簿(沖剣連様式24)

(3) 級位登録料納付書(沖剣連様式25)

第6章 手数料等

(手数料等)

第41条 称号および段位の推薦料、審査料、昇段料、登録料等については理事会において別に定めるところによる。

(補則)

第42条 この規定の施行上の細則および様式は連盟会長において定める。

附則

この規程は、平成29年6月25日から施行する。

級位審査基準

(一財) 沖縄県剣道盟

級位審査は、八級から一級までの各級位ごとに、当該級位について定めた下記の課目について行う。

級位	課目
八級	<p>単独基本動作</p> <p>(1) 礼法・構え (2) 体の運用 前後の送り足・左右の送り足</p> <p>(3) 二拳動打ち 正面 左面 右面 右小手 右胴</p> <p>(4) 連続打ち～前進後退正面、前進後退左右面 (前後の送り足)</p> <p>(5) " ~その場正面、その場左右面 (前後の送り足)</p> <p>(6) 踏み込み打ち～正面、右小手、右胴</p>
七級	<p>1 単独基本動作 (胴垂着用)</p> <p>(1) 踏み込み打ち～正面、右小手、右胴</p> <p>(2) 二・三段打ち～小手→面、小手→胴、小手→面→胴</p> <p>2 相対基本動作</p> <p>(1) 立合いの礼法 (2) 抜き面 (3) 左右の切り返し (4) 前後の切り返し</p>
六級	<p>1 基本技 (剣道具着用) ~正面、右小手、右胴</p> <p>2 切り返し→打ち込み稽古 (正面、小手→面、小手→胴、小手→面→胴)</p> <p>3 木刀による剣道基本技稽古法「立会前後の作法」及び「基本1～基本3」</p>
五級	<p>1 基本技～正面、右小手、右胴</p> <p>2 切り返し→打ち込み稽古 (正面、小手→面、正面→体当り→引き面、小手→胴、正面→体当り→引き胴→面)</p> <p>3 木刀による剣道基本技稽古法「立会前後の作法」及び「基本1～基本6」</p>
四級	<p>1 切り返し 2 互格稽古</p> <p>3 木刀による剣道基本技稽古法「立会前後の作法」及び「基本1～基本6」</p>
三級	<p>1 切り返し 2 互格稽古</p> <p>3 木刀による剣道基本技稽古法「立会前後の作法」及び「基本1～基本9」</p>
二級	<p>1 切り返し 2 互格稽古</p> <p>3 木刀による剣道基本技稽古法「立会前後の作法」及び「基本1～基本9」</p>
一級	<p>1 切り返し 2 互格稽古</p> <p>3 木刀による剣道基本技稽古法「立会前後の作法」及び「基本1～基本9」</p>

平成21年11月22日改正

平成22年4月1日施行